

# 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令等の一部を改正する政令について（概要）

平成15年9月  
農林水産省  
総合食料局

## 趣旨

米の生産・流通関係者の主体性を重視しつつ、安定的な生産・流通を確保する観点から各種の措置を講ずる主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律（平成15年法律第103号）が本年7月4日に公布されたことを受け、本政令において、関係規定を整備する。

## 改正の概要

### 1 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令の一部改正

#### (1) 基本指針の策定時期（第2条関係）

米穀の生産者・流通業者の活動の判断指針として必要な需給見通し等を内容とする基本指針を国が策定する時期については、7月31日までに定めることとする。

#### (2) 生産調整方針の認定を受けることができる者（第3条関係）

国の認定に係る生産調整方針に従って米穀の生産を行う者は、指定法人である米穀安定供給確保支援機構（以下「機構」という。）からの無利子貸付けを受けることができることとされている。（法第9条）

この認定を受けることができる者として、法律上位置付けられている「米穀の生産者又は出荷の事業を行う者の組織する団体」のほか、「米穀の生産者又は出荷の事業を行う者であって、その生産数量又は出荷数量が農林水産省令で定める規模以上であるもの」を規定することとする。

#### (3) 貸付金の償還方法（第5条関係）

国の認定に係る生産調整方針に従って米穀の生産を行う者に対しては、機構が無利子貸付けを行うこととされているが、その原資の一部として、政府が同機構に対して無利子貸付けをできることとなっている。（法第17条第1項）

この場合、法第17条第2項の規定により、当該貸付金の償還方法は政令で定めるとなっており、当該貸付金の償還期間を、5年以内と規定することとする。

### 2 食糧管理特別会計法施行令の一部改正

#### (1) 政府米の売買における複数落札制（第6条ノ2ノ2及び第6条ノ2ノ6関係）

従来、政府米の売買においては、特定の者と、特定の価格で随意契約により行ってきたが、今回の法改正により、政府米の売買については、競争入札により行うこととしたところである。(法第29条)

しかしながら、政府の取扱数量は大量(年50万ト)であることから、予定数量の範囲内で予定価格を満たす複数の落札者を可能とする複数落札制を導入することとする。

また、複数落札制の導入に伴い、一部落札残がある場合等の状況に対応するための随意契約の規定を整備する。

## (2) 民間備蓄に係る規定の削除(第7条ノ2関係)

計画流通制度の廃止に伴い、自主流通計画及びそれに基づく民間備蓄の制度も廃止されたことから、所要の規定の整備を行う。

## 3 農産物検査法施行令の一部改正(第3条関係)

米穀の計画流通制度の廃止により米穀の出荷取扱業者に係る登録制がなくなることに伴い、登録検査機関が銘柄の適正な検査を行うために必要な事項に関する情報の照会先については、「農業協同組合その他農林水産省令で定める者」と規定する。

施行期日
------

改正法の施行日と同日(平成16年4月1日)